7農業第325号 令和7年8月4日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

喜多方市長

市町村名	福島県喜多方市						
(市町村コード)	(07208)						
	喜多方·岩月地区						
地域名 (地域内農業集落名)	(旧市内、根小屋集落、新田集落、平沢集落、西原集落、治里集落(沼尻含む)、杉山集落、二軒在家集落、上岩崎集落、大沢集落、中田付集落、上田集落、稲田集落、下台集落、稲村集落、下岩崎集落、宮中集落、天井沢集落)						
協議の結果を取り	ましめた年日ロ	令和7年8月4日					
加哉の和未ぞ取り	まとめバミギガロ	(第2回)					

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題

## 【地域農業の現状】

- ・ 喜多方・岩月地区は、合併前の旧喜多方市の中心部である旧市内7集落(東四ツ谷、桜町、塗物町、西四ツ谷、菅原町、寺町、幸町)と北部に位置する17集落を合わせた18の集落で構成
- ・ 平坦部と中山間地の地域特性を生かし、水稲やそば、小麦、大豆による土地利用型農業を中心に、アスパラガスやキュウリなどの施設園芸や畜産等による複合経営が展開
- ・ 特に、岩月町の山間部を中心にそばの作付けが盛んであり、集落営農組織による地域ぐるみの取組も見られる。(根小屋)
- ・ 刈取等の受託を行う受託組織を活用し、地域全体で農業機械への投資抑制を図る集落も見られる(上岩崎、 中田付)
- 農業を担う者のうち、担い手への農地の集積率は約36%
- ・ 当面はリタイア・規模縮小予定の農地等を、農業を担う者で引受可能だが、畑を中心に一部でミスマッチが生じ、受け手がいない状況がある。(喜多方、根小屋、上岩崎、大沢、中田付、稲田、下台、稲村、下岩崎、宮中、天井沢)
- ・ 入作や土地持非農家を除いた集落内農家の平均年齢は72.0歳であるが、それぞれの集落において、個人経営を中心に多面的機能や中山間制度を有効に活用し、地域農業の保全・発展に努めている。
- 新田集落については、水稲の作付けがない。

# 【地域農業の課題】

#### [農業を担う者の確保]

- ・ 農業を担う者を地域内・外から確保している。(杉山、上岩崎、大沢、中田付、上田、稲田、下台、稲村、下岩崎)
- 農業を担う者が不足している。(喜多方、根小屋、平沢、西原、治里、二軒在家、宮中、天井沢)
- 新規就農者が参入している。(下岩崎)

## [農業を担う者への農地の集積・集約]

- 入作を含めた農業を担う者への集積·集約化が進んでいる。(根小屋、杉山、稲田、下台、下岩崎)
- ・ 入作を含めた農業を担う者への集積が進んでいるものの、分散錯圃の状態にある。(大沢)
- 入作を含めた農業を担う者への集積もなかなか進んでおらず、分散錯圃の状態にある。(喜多方、新田、平沢、西原、治里、二軒在家、上岩崎、中田付、上田、稲村、宮中、天井沢)

## 「農地バンクの活用」

- 農地バンクの活用は進んでいるものの、集約の理解に向けた農地所有者の理解が得られない。(大沢、上田)
- ・ 農地バンクの活用は進んでおり、所有者の理解も得られることから農地の集約化を進めて行くことが課題。(中田付、稲田、下台、下岩崎)
- ・ 農地バンクを活用していない。(喜多方、根小屋、新田、平沢、西原、治里、杉山、二軒在家、天井沢)

## (2) 地域における農業の将来の在り方

#### 「作物の生産]

- 水稲を主要作物とし、所得向上に向けアスパラガスやキュウリ、畜産等による複合経営を継続(共通)
- 入田付を中心に集落営農も含めたそばの作付けが多い。
- ・ そば以外の土地利用型作物として小麦、大豆を作付・拡大していく。(上岩崎、大沢、中田付、天井沢)
- 水稲、野菜、大豆の有機農業の取組を継続。(上岩崎、大沢、中田付)
- 水稲育苗は、「稲田人・農地プラン」がすすめる。(稲田)
- 新田集落は、作物の作付けがない。

## 「農業を担う者の育成・確保」

- ・ 主に集落内の農業者の中から農業を担う者を確保するが、集落内の農業を担う者が不足する場合は、集落外の農業者を積極的に農業を担う者に位置付ける。(共通)
- ・ 農作業の共同化や農業用機械・施設の共同利用等に向け、組織を設立または設立を検討する。(稲田、稲村、天井沢)

#### 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

#### (1) 地域の概要

区	728.3 ha	
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	565.7 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

- (2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)
  - ・ 農業振興地域内の農用地区域・農業用施設用地・白地、都市計画地域内の用途地域において、原則10年後においても、農業上の利用を継続する農用地の区域を農業上の利用が行われる区域とすることを基本とする。
  - なお、林地化により農業上の利用が困難な農用地の区域等は除外している場合がある。
  - 注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。
- 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

## (1)農用地の集積、集約化の方針

- ・ 今後、リタイア・規模縮小しようとする場合は、集落に窓口を置き、農業を担う者と農業委員会において調整した上で、農地を集積・集約化を図る。(喜多方、根小屋、新田、平沢、西原、治里、杉山、二軒在家、上岩崎、大沢、中田付、稲村、天井沢)
- ・ 水田はできるだけ連担化し、転作田は団地化を進める(喜多方、平沢、杉山、二軒在家、上岩崎、大沢、中田付、上田、稲田、下岩崎)

## (2)農地中間管理機構の活用方針

- リタイア・規模縮小する者が農業を担う者に農地を貸し付けるとき(喜多方、平沢、二軒在家、上岩崎、大沢、中田付、稲田、稲村、下岩崎、宮中)
- ・ 農地の分散解消や団地化のために農地の権利を移動しようとするとき(喜多方、平沢、二軒在家、上岩崎、大沢、中田付、稲田、稲村、下岩崎)

## (3)基盤整備事業への取組方針

土地改良事業の実施を契機に、生産効率の向上と農業を担う者へのまとまりある農地集積・集約化を図る。 (大沢、稲田)

## (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針

- 集落内外から新規就農者を積極的に確保する。(喜多方、杉山、二軒在家、上岩崎、大沢、中田付、稲田、稲村、下岩崎、宮中、天井沢)
- ・ 地域内外から多様な経営体を募り、受け入れる。(喜多方、上岩崎、中田付、稲田)
- ・ 農作業の共同化や機械・施設の共同利用に向けた組織設立を検討する。(稲田、稲村、天井沢)

## (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

# 以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<b>~</b>	①鳥獣初	皮害防止対策	<b>\</b>	②有機・	·減農薬・減肥料	<b>√</b>	③スマ-	ト農業		4輸出	✓	⑤果樹等
	<b>⑥燃料</b> •	資源作物等	>	⑦保全	•管理等		⑧農業	用施設	<b>\</b>	9)耕备理 携		⑩その他
【選択した上記の取組方針】												
_	①電気柵等の設置による有害鳥獣被害防止対策を行う。(根小屋、平沢、杉山、上岩崎、中田付、天井沢) ②有機農業に取り組む。(上岩崎、大沢、中田付)											
②水稲の減農薬・減化学肥料による特別栽培に取り組む。(杉山、上岩崎、中田付、下岩崎、天井沢)												
③自動操舵による田植えやドローンによる病害虫防除・施肥作業等を実施。(杉山、上岩崎、中田付)												
⑤果樹栽培に取り組む。(下岩崎、宮中)												
⑦遊休農地を活用できる農業者がいない場合は地域ぐるみで農地の保全・管理を行う。(根小屋、平沢、大沢、												
稲田、稲村)												
⑦畦畔管理、草刈、防除、堰の管理など、多面的機能支払や中山間地域等直接支払、任意組織による保全管理												
を行う。(平沢、上岩崎、大沢、中田付、稲田、稲村、下岩崎)												
⑨耕畜連携に取り組む。(下岩崎)												